

子ども食堂ネットワーク団体活動支援事業補助金に係る  
対象経費の具体例について

当補助金の対象となる主な事例について記載しますので、参考にしてください。

○ 委託料

- ・ こども食堂の理解促進につながるイベント等の開催委託費
- ・ 物資の運搬に係る委託費
- ・ こども食堂の理解促進につながるチラシ等啓発物の作成委託費（HPの作成経費・維持費は対象外）

（例） こども食堂は誰でも参加できるということを周知し参加者を広く募集するもの、  
会員食堂の一覧掲載や食堂開催場所のマップ化、イベント等の告知など、こども  
食堂の理解促進を図るもの 等

○ 人件費

- ・ こども食堂の理解促進につながるイベント開催時のアルバイトスタッフに係る人件費
  - ・ 物資運搬を外注する場合の人件費
- ※ 団体スタッフが物資を運搬する際の人件費は対象外

○ 役務費（通信運搬費）

- ・ 物資の運搬に係るガソリン代や高速道路利用料（往復可）
  - ・ 物資の運搬に係る配送費用
  - ・ 物資の運搬に係るレンタカー借上げ代
  - ・ こども食堂の理解促進につながるチラシ等の郵送費
- ※ 個々の食堂が物資を受け取りに行く際のガソリン代に関しては、各市町村で行う  
こども食堂支援補助金の対象となると考えるため、ネットワーク団体活動支援事業  
補助金の対象外。

○ 需用費、消耗品費

- ・ 物資の運搬に係る消耗品の費用  
（例） 配送に係る保冷用の資材、配送用の段ボール・袋など
  - ・ こども食堂の理解促進につながるチラシやポスター等の印刷代や封筒代
- ※ 冷凍庫や冷蔵庫などの備品にあたるものは汎用性が高いため対象外  
※ 個々の食堂で使用する食材・資材（皿、コップ、弁当容器等）は対象外

その他、不明なことがあれば事前に子ども家庭福祉課までお問い合わせください。